

記入例（法人の場合）

別記様式第9号（条例第29条第1項）

屋外広告業登録申請書

（表）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）

大津市長

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地）

申請者 住所 〒〇〇〇—〇〇〇〇

大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

法人（会社）の現住所、名称、代表者の氏名（登記事項証明書と同じ）を記入してください。

ふりがな

氏名 株式会社 近畿広告

代表取締役 大津 太郎

「新規」の場合は、記入不要です。

電話（〇〇〇）〇〇〇〇—〇〇〇〇

屋外広告業の登録を受けたいので、大津市屋外広告物条例第29条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	大津市屋外広告業登録第〇〇〇号		
	更新	※登録年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
1 氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	株式会社 近畿広告 代表取締役 大津 太郎		法人（会社）の名称、代表者の氏名を記入してください。ふりがなを必ず記入してください。		
2 住所 （法人にあつては、その事務所の所在地）	〒〇〇〇—〇〇〇〇 大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話（〇〇〇）〇〇〇〇		主たる事業所（本社・本店）の所在地を記入してください。		
3 市内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地	所在地が大津市内であるかにかかわらず、大津市内を営業エリアとする営業所を全て記入してください。		
	大津営業所	大津市〇〇町〇番〇号 (〇〇〇) 〇〇〇〇—〇〇〇〇			
4 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	ふりがな氏名	営業所の名称	資格等	業務主任者の資格（屋外広告士、屋外広告物講習会修了者など）を記入してください。	
	大津 花子	大津営業所	屋外広告士		
5 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の役職名及び氏名	役職名	ふりがな氏名			
	代表取締役	大津 太郎			
	取締役	淀川 次郎			
	取締役	淀川 景子	登記上の法人の役員（役員）の役職名、氏名を全員分記入してください。（監査役は含まれません）必ずふりがなを記入してください。		
※受付欄	※手数料	※決裁区分	※決裁権者	※課	
	円				

※裏面にも記載事項があります。

(裏)

申請者が、未成年者の個人である場合には、法定代理人の氏名、住所、生年月日を記載してください。

6 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所 (法定代理人が法人である場合においては役員 の氏名の一覧を添付す ること。)	ふりがな 氏名 (法人にあっては、 その名称及び役員 の氏名)	生年月日 年 月 日		
	住所 (法人にあっては、 その事務所の所在 地)	〒 電話 () -		
7 他の地方公共団 体における登録 既に他の都道府県知 事または市長の登録 を受けている場合 は、全て記入してく ださい。	登録を受けた 地方公共団体名	登録・特例届出 の別	登録(届出) 年 月 日	登録(届出)番号
	〇〇県	登録 特例届出	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	〇〇県第〇〇〇号
	〇〇市	登録 特例届出	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	〇〇市登録 第〇〇〇号
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
8 所属する屋外広 告業の事業者団体				

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 登録申請者が法人である場合にあつてはその役員が、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人が条例第 31 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - (2) 選任した業務主任者が条例第 37 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類及び当該業務主任者の住民票の写し
 - (3) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員)を含む。)の略歴書
 - (4) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書及び役員の住民票の写し
 - (5) 登録申請者が個人である場合にあつては、住民票の写しのほか、当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であるときはその法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- 2 ※印のある欄は、初回登録の場合は記入しないこと。
 - 3 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、該当するものに○印を付すこと。
 - 4 記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。